

開発行為許可申請書一覧表（法第29条第1項又は第2項）

別表	開発行為許可申請書一覧表（法第29条第1項又は第2項）	記載すべき事項
1	開発行為許可申請書（別記様式第二）	
2	申請手数料	納付書により、龍ヶ崎市会計課に納入
3	設計説明書（自己の居住用は不要）（市様式第1号）	
4	関係公共施設管理者の開発行為同意書（市長等）（市様式第4号）	
5	同上（工事事務所、土地改良区等）	
6	公共施設の管理者等に関する書類（新たに設置される公共施設）（市様式第2号）	
7	同上（従前の公共施設）（市様式第3号）	
8	公共公益施設管理者等との協議書	
イ	公共施設の管理者	
	義務教育設置義務者（20ha以上の場合）	
	水道事業者（20ha以上の場合）	
	一般電気事業者（40ha以上の場合）	
	ガス事業者（40ha以上の場合）	
	地方鉄道業者、軌道経営者（40ha以上の場合）	
9	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地）（市様式第5号）	
	同上（工作物）（"）	
10	開発区域の土地明細表	土地の所在地、地番、地目、地積、所有者を各々記入一覧表とすること。
11	開発区域の登記事項証明書	
12	資金計画書（自己用で1.0ha未満の場合は不要）（別記様式第三）	
13	設計者の資格に関する申立書、及び証書等（1.0ha以上の場合）（市様式第6号）	
14	申請者の資力信用に係る書類（自己用で1.0ha未満の場合は不要）	会社登記簿本・定款・事業経歴書・役員略歴・前年度の財務諸表・納税証明書・議事録（なお、小規模な開発行為の場合などはこの一部を省略できるものとする。）
15	工事施工者の資力信用に係る書類（自己用で1.0ha未満の場合は不要）	会社登記簿本・定款・事業経歴書・建設業の許可の写し
16	その他必要な書類	その他の公共水路、及び排水路に流入する場合は流入同意書等
A	開発区域位置図（5万分の1地形図）	
B	開発区域区域図（2千5百分の1都市計画図）	
C	開発区域土地の公図の写し	写した場所・日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名捺印
D	地積測量図	
E	設計図	
イ	イ 現況図（2千5百分の1、区域図と兼用可）	地形、開発区域内及び周辺の公共施設、等高線（間隔2m）
ロ	ロ 土地利用計画図（1千分の1）	開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状、予定建築物の用途、公益的施設の位置
ハ	ハ 造成計画平面図（1千分の1）	開発区域の境界、切土・盛土部分、がけ、擁壁の位置、道路の位置、形状、巾員、勾配
ニ	ニ 造成計画断面図（1千分の1、高低差の著しいヶ所）	切土又は盛土をする弁前後の地盤面
ホ	ホ 排水施設計画平面図（5百分の1）	排水区域界、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり、寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、
ヘ	ヘ 給水施設計画平面図（5百分の1、排水施設計画平面図と兼用可）	給水施設の位置、形状、内のり寸法、消火栓の位置
ト	ト がけの断面図（5千分の1、盛土1m以上、切土2m以上）	がけの高さ、勾配、土質、切土、盛土以前の地盤面、がけ面保護の方法
チ	チ 擁壁の断面図	擁壁の寸法、勾配、擁壁材料の種類、寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置、寸法、擁壁の位置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置、材料及び寸法

注) 土地の登記事項証明書、戸籍謄本、住民票、評価証明等は、3か月以内のものとする。